五六二一番六　四号
五六四八番一　七号
五六四八番二　八号
五六四八番三　九号
五六四八番四　十号
五七八三番二五　五号
五七八三番二四　六号
ロ　次に掲げる土地（イに掲げる土地の区域を除く。）
宮崎県日南市北郷町北河内
字堂之迫　五六二一番六
五六二八番
字黒荷田　五七八三番七、五七八三番一一、五七八三番一三、五七八三番一七、五七八三番二五、五七八三番三〇、五七八三番三一、五七八三番四三及び五七八三番四六
字黒荷田　五七八三番二四
二(一)　砂防法第二条の土地の表示
寺柱谷一川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村
字尾崎　一三七八番　一号
一三七七番　二号
一三七四番二　三号
一三七四番三　四号
一三七三番　五号
一三七二番　六号
一三九〇番一　七号及び八号
一三八五番　九号
一三八三番　十号

○国土交通省告示第六百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
秋川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第三千四百十三号で指定した土地の区域を除く。）
山口県大島郡周防大島町大字秋
字後川　一〇九三番一　一号
一七六番六　五号
字林　二二八番五　二号
字横柴　二二四番二　三号
字野畑　一〇〇六番一　四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
浜東川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第二百九十号で指定した同号一に掲げる土地の区域及び平成二十一年国土交通省告示第千三百六十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
山口県大島郡周防大島町大字日前
字抜畠　三七八番一　一号
字抜畠北　三八一番　二号
五四一番　三号
字坂本奥　五三七番二　四号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
万城川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第千九百三十号で指定した同号一に掲げる土地の区域及び昭和五十五年建設省告示第九百五十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
山口県大島郡周防大島町大字西安下庄
字石原　三一〇二番一　一号
字笹峠　九七八番二　二号
九七二番一　三号及び四号
三〇九四番一　五号
字下リ　三〇八一番一　六号及び七号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小串南原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県周南市大字湯野
字岡向山　一四一五番　一号
一四一六番一　二号から四号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第千四十六号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
山口県防府市大字真尾
字普明寺　一五二番一　一号及び二号
字宰堂　五七四番　三号
字才堂　一三〇番　四号及び五号
字林　三〇四番　六号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第千四十六号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
山口県防府市大字真尾
字宰堂　五七七番　一号及び五号
五六九番一　二号及び三号
五七六番　四号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中山上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字中山
字薬師上　一三番　一号から三号まで
一二番　四号
一〇番　五号
九番　六号及び七号

○海上保安庁告示第百三十三号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年七月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域A灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・六キロメートル）
北緯	三五―三七―三六
東経	一四〇―〇〇―一〇
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度	実効光度五四カンデラ
光達距離	四・五海里
点灯年月日	平成二十五年六月十日
記事	東京都港湾局管理

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域D灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・七キロメートル）
北緯	三五―三七―四八
東経	一四〇―〇〇―二五
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度	実効光度五四カンデラ
光達距離	四・五海里
点灯年月日	平成二十五年六月十日
記事	東京都港湾局管理

名称	千葉港幕張沖第一埋戻し区域G灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯	三五―三七―三六
東経	一四〇―〇〇―四〇
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度	実効光度五四カンデラ
光達距離	四・五海里
点灯年月日	平成二十五年六月十日
記事	東京都港湾局管理